

令和5年12月20日(水)		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 石井(内2136) 住本(内2115) 直通TEL073-441-2136
	教育委員会	総務課 味村(内3668、直通TEL073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和5年11月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	0
匿名	4
職員等	0
計	4

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	3
面談	0
電話	0
計	4

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① 不正行為等通報(令和5年8月② 教育委員会公表分)について、処理内容が適正ではない。	所管外のため不受理とした。
② ある市民が、生活保護を不正受給している。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。
③ 県教育委員会のパワハラについて、事実確認と適切な処分を行ってほしい。	所管外のため不受理とした。
④ 多数の工事を落札している、ある土木工事業者について検証が必要である。	匿名通報で具体的内容が不明なため不受理とし、関係課に情報提供した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	0
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	4 ①②③④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	0
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	0
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0
(3) 調査を継続中としたもの	0
(4) 不受理としたもの	4 ①②③④

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(10月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	0
匿名	3
職員等	0
計	3

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	0
面談	0
電話	0
計	3

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	ある県立学校で数年前のスクールバス運行中の交通違反等について隠蔽したのではないか。	調査した結果、通報の事実は認められなかった。
②	ある小学校の管理職が、会議に出席した教員に不適切な言動を行った。また、日常的に自校の教職員に対しても不適切な言動を行っている。	当該校の設置者である市町村教育委員会に回付し、調査対応を依頼した結果、一部事実が認められ、市町村教育委員会が当該管理職に指導を行ったことを確認した。
③	ある所属において、特定の職員に対し、必要な指示等が行われず、業務に支障がでている。このことはパワハラではないか。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	3	①②③
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	0	

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	1	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1	①
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	②
(3) 調査を継続中としたもの	1	③
(4) 不受理としたもの	0	

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(10月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、以下のとおりです。

通報内容		処理状況
R5.10月 ③	ある県立学校の職員が、学校の敷地内に自家用車を駐車している。また、勤務時間中に外出を繰り返している。	調査の結果、外出や退勤時間等について、一部、問題があったので、厳しく指導し、是正させた。
R5.10月 ⑦	通報者が管理する駐車場の無断駐車に関して、小学校校長及び市町村教育委員会の対応が不適切であるので、県教育委員会が積極的な事実確認と指導監督を行うべきである。	当該校の設置者である市町村教育委員会から、以下の対応についての報告があった。 ① 校長の発言について、当該教育委員会が校長を指導し、校長は通報者に謝罪した。 ② 学校関係者の周辺施設への無断駐車については、より徹底した対応を行う。